

平成25年 第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

平成25年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成25年8月19日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成25年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	永尾 忠邦	2 番	馬渡 光春	4 番	千住 良治
5 番	西口 雪夫	6 番	田添 政継	7 番	室内 武
8 番	土井 信幸	9 番	上田 篤	10 番	柴田 安宣
11 番	小嶋 光明	12 番	町田 康則	13 番	村川 喜信

2 欠席議員

3 番 園田 智也

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者	宮本 明雄	副管理者	古川 隆三郎	副管理者	金澤 秀三郎
副管理者	藤原 米幸	事務局長	松尾 博之	総務課長	中村 明
施設課長	石本 博徳	総務課課長補佐	高木 謙次	施設課課長補佐	田中 金大

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長 宮崎 季之 書 記 濱崎 和也 書 記 吉田 将光

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 議席の指定について
日程第2 会議録署名議員の指名について

- 日程第3 会期の決定について
日程第4 議会運営委員会委員の選任について
日程第5 一般質問
日程第6 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例）
議案第 6号 県央県南広域環境組合個人情報保護条例
議案第 7号 県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例
議案第 8号 平成24年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（村川喜信君）

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しております。また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告します。

次に、島原市選出議員の辞職に伴いまして新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市選出議員、永尾邦忠議員でございます。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、議場での冷房は28℃を標準とした空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴席入口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者。

○管理者（宮本明雄君）

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成25年8月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本施設のごみ処理量はおおむね1日当たり230tから260tで推移しており、安定した稼働を継続しております。これに伴いまして、7月21日から25日までの5日間、ごみ量を調整するため全炉の計画停止を行ったところでございます。今後とも引き続き市民生活に支障を来さないため安定した処理ができるように取り組んでまいり所存でございます。

なお、余熱利用施設でございますのんのご温水センターでございますが、平成24年度は過去最高の12万2,000人の方々に御利用をいただきました。今後とも指定管理者と協調しながら、更なる利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、裁判の状況についてでございます。4月23日の第20回弁論準備手続以降、7月9日、同じく7月29日と2回の弁論準備手続が開催されました。

両日とも第20回の弁論準備手続と同じく裁判所の主導の下に、当事者双方に対し和解に向けた意見聴取が行われております。原告、被告それぞれ別々に意見聴取が行われたこともあり、被告側の意見聴取の内容はわかっておりませんけれども、いずれにいたしましても、和解に対する意見聴取は最終段階に近づいているというふうに思われますので、そう長くないうちに裁判所から一定の判断が示されるのではないかと考えております。

なお、次回の弁論準備手続は9月9日、その次が10月2日に予定をされております。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例）」外3件でございます。

内容等につきましては事務局より説明をいたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

次に、日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番、永尾邦忠議員

ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により会議録署名議員に7番室内議員及び8番土井議員を指名します。

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月19日一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

委員会条例第2条第1項の規定により、現在の議会運営委員会委員の任期が8月21日をもって任期満了となります。よって、委員会条例第2条第2項及び第5条の規定に基づき、議会運営委員会委員に2番馬渡光春議員、5番西口雪夫議員、8番土井信幸議員、10番柴田安宣議員、11番小嶋光明議員、以上5名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

御異議なしと認めます。以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は平成25年8月22日から平成27年8月21日までの2年間となります。よろしくお願いいたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように、御協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよくとらえ、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など、すべて自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。6番田添議員。

○6番（田添政継君）

皆さんおはようございます。6番、諫早市選出の社民党の田添でございます。よろしくお願いいたしますというふうに思います。

今年は例年になく猛暑の中で、クリーンセンター業務にかかわっておられ

る皆様方、ごみ処理の現場最前線、収集運搬業務を含めて、大変な御苦勞が多いことかというふうに思いますが、ごみ処理という市民生活にとって欠くことのできない業務が滞りなく着実に処理されていることに、まずは敬意を表したいというふうに思います。

さて、当センターも8年を経過し、瑕疵担保期間15年の半ばを過ぎました。係争中の裁判も解決のめどが立っていません。ダイオキシン対策として長崎県の広域化計画に基づいて建設されたクリーンセンターの将来体制については、市民負担を含めてこれから関心が高まってくると予想されますので、そこら辺を中心に管理者側のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。そういう立場で通告に基づきまして質問をさせていただきたいというふうに思います。一括質問で行きたいと思えます。

まず第一点目でございますが、クリーンセンターの将来体制、瑕疵担保期間終了後、平成32年度からのことについてでございますが、基本的な考え方についてお聞かせをいただきたい。そのためには大変長期間を要するというふうに思いますが、検討スケジュールをどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

二点目の係争中の裁判についてでございますけれども、裁判の進行につきましては冒頭のごあいさつの中で管理者のほうから申し上げられました。したがって、二点目のこれからの見通しについてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、三点目、ごみ収集車の搬送ルートについて。

建設時における地元住民との約束事はどのようなものになっていたのかについてお尋ねをいたします。

また、いろいろ協議が重ねられているというふうにお聞きしておりますけれども、今後の対応についてお尋ねをいたします。

四点目、ごみ処理現場で働く人々の労働環境、健康管理について、雇用契約はどのようなになっているのか。二点目、安全衛生計画はどのようなものが策定されているのか。

以上、第1回目の質問に代えさせていただきます。

○管理者（宮本明雄君）

田添議員の御質問にお答えを申し上げます。

クリーンセンターの将来に対する基本的な考え方、検討スケジュール等でございます。

現在、当施設は構成4市で一部事務組合を組織し運営しておりますので、今後の将来体制につきましても、構成4市を含めて十分な協議を行う必要があると考えているところでございます。

議員、御承知のとおり、この施設の瑕疵担保期間は平成17年度から平成32年3月までの15年間でございまして、残すところ7年余りというふうになります。瑕疵担保期間終了後の施設の在り方を検討する時期であることは承知をしております。

現施設を延命化し引き続き利用をするのか、または新たな施設を建設し、稼働し、それを運営していくか、いずれかにより将来体制を選択する必要があるとございます。

まず、現施設の延命化を図る場合でございますけれども、改修工事的必要性やその費用、延命化後の運転経費、運転維持管理の在り方などを検討する必要があるとございます。

しかしながら、何回も申し上げておりますけれども、現在、本施設を建設、運転しているJFEと係争中であるということから、同社からこういう参考資料といいますか、今後の必要経費等の資料が示されていないというのが現状でございまして、この現状は今のところ変わっておりません。主張も同じでございます。

一方、新たな施設を建設する場合、建設場所の選定、用地の確保から施設建設、竣工まで、一定の期間と相当な費用が必要となります。

いずれにいたしましても、残された時間はそう長くはございませんので、延命化と建て替えについては、裁判の進行と並行して検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

今後とも構成4市とも連携しながら十分な協議、調整を行いながら検討していきたいというふうに思っております。

なお、現在長崎県が平成21年度に見直しました「長崎県ごみ処理広域化計画（改訂版）」における目標年度は、平成30年度となっております。その後続く広域化計画は、現在のところ定められていないというのが現状でございます。

その他の項目につきましては、事務局長から答弁をいたさせますけれども、いずれにいたしましても、平成32年の3月というのがだんだんと近づいてまいるということになります。ただ、今のところ我々が検討する材料をある意味、与えられていないというのが実態でございまして、それは裁判の係争中であるからという主張がJFE側にあると。この施設はプラントを建設した者が運営をするというような特殊な状況にあります。普通の船とかなんとかですと、運転をしていくのはその乗務員とかになりますけれども、そういう特殊な状況にありまして、そのほかの事業体が運営できるかといったら、なかなか難しい状況があります。部品の供給とか、その他の部門についてもすべてそういうことになっておりますので、そういうことであれば、要する

に今の主張、裁判が一定終局を迎える段階にならないと、そういうことの話もできないのかなというようなことで思っておりまして、そういう時期を待ちたいなというふうに思っております。

そうしませんが、市民に新しい施設を造るということになると、ようやく平成32年で起債の償還が終わる。今、大体年間に十三億数千万円の起債償還を行っております。また、平成32年を過ぎますと、新たな起債を起こさんといかんということになりまして、その前から建設には入るものですから、据え置く期間等を見ておきましても、起債の負担というのが非常に大きくなっていくだろうというふうに思いますし、そういうことで今の施設は、片一方といいますか、一方では現在、順調に稼働はさせていただいております。年間に3回ほど計画停止、ごみ量が少なくなるために計画停止を行う必要があるという状況でございますので、稼働はうまくいっている。ただし、問題は、用役費が多いというふうなことでございまして、これからの修繕とか修理とかにかかわる部分というのがどれくらいになるのかという見通しも我々ではなかなか作りにくいということでございまして、そのためにはやはりJFEの一定の協力がなければ難しいということでございます。

ジレンマは確かにございます。係争の相手方とそういう協力をいただかないとなかなか先の見通しが立てられないという特殊な状況にありますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

御質問の二点目の係争中の裁判の見通しについてでございますが、先ほど管理者が申し上げましたように、本年4月からは和解という新たなステージに上っており、原告、被告双方の意見聴取が行われている状況でございます。

訴訟代理人によりますと、「和解に向けての意見聴取は終わりに近づいていると思われ、そう長くはならないうちに裁判所から一定の判断が示されるのではないか。」とのことでございます。

組合といたしましては、裁判所から何らかの判断が示された場合には、政策調整会議を開催し、訴訟代理人の意見も参考にしながら、組合としての案を取りまとめ、これを組合議会に対しましてもお諮りし、組合としての最終的な意思決定をすることになろうかと考えております。

次に、三点目のごみ収集車の搬送ルートについてでございますが、建設時における地元住民との約束事並びに今後の対応についてお答え申し上げます。

ごみ収集車の搬送ルートについて、建設時における地元住民との約束事でございますが、これまでの経過を申し上げますと、施設建設への同意を求めするため、平成11年度から周辺地域を対象として説明会を43回開催し、

その中で、国道207号の混雑状況が取り上げられ、当時はまだ長田バイパスが計画中でもあったことから、直接クリーンセンターへ持込むパッカー車などの小型関係車両は、施設より下の市道中山線及び新設する中山東線を利用することで福田町中山地区を通るルートとし、東西リレーセンターからの大型車両は不知火橋から長田町、中田町、御手水町を通過するルートとすることにより、施設に集中する車両の分散を図ることで了解を得て基本的なルートを決し、地元から要望がありました中山東線の新設などの道路整備やルート上の側溝整備、拡幅などを地元還元事業として実施をいたしまして、操業開始に間に合わせております。

その後、平成22年11月に国道207号長田バイパスが全面開通し、操業開始当時と比較して交通事情が大幅に変わっております。これを受け、大型車が一日平均19台往復いたしておりましたので、町内から大型車両の通過車両の軽減を求める要望がなされております。

組合としても安全性や経済性などさまざまな観点から、往路は現在の経路とし、復路は一部中山東線を走行する循環方式の実験を行うため、復路のコースとなる中山地区の皆様は平成23年7月9日に説明会を開催し、理解を求めましたが、施設建設当時の説明内容と違うという強い反対意見が出されて、継続審議扱いと現在なっております。

組合といたしましては、施設建設当時、そして現在でも地元の皆様の御理解と御協力を得て操業を続けておりますので、大型車の搬送ルートの変更につきましては、理解していただくよう慎重に粘り強く交渉していくしかないというふうに思っております。

次に、四点目のごみ処理場で働く人々の労働環境、健康管理について。最初の雇用契約はどうなっているかにつきましてでございます。

本組合におきましては、一般職員17名、内訳は各市からの派遣職員10名、プロパー職員7名、それから臨時職員3名及び嘱託員19名の合計39名で日常の業務に従事いたしております。東西リレーセンターも併せての数でございます。

本体のクリーンセンターにおきましては、ごみ焼却のピットまで入れることが組合の仕事としており、クレーンでつかむ、それから燃焼させるというところは委託契約で済ませております。よって、現場のプラットホームにはごみ検査員及び車両誘導員を嘱託員として組合で雇用をいたしております。具体的には、県央県南クリーンセンター及び東部、西部の両リレーセンターの3施設にごみ検査員7名及び車両誘導員6名の合計13名を雇用しているところでございます。

御質問の13名の嘱託員の委嘱期間は、年度を単位として毎年雇用契約を

結んでおります。仕事の内容は、施設に搬入される構成区域の家庭系及び事業系の可燃ごみの検査、指導及び搬入車両の誘導、破砕機等の操作を行っております。勤務時間につきましては、1日7時間30分、午前8時半から午後5時まで、うち1時間交代での休憩をとらせておりまして、1週間当たり30時間以内ということとなっております。

年次休暇等でございますが、規則に基づき、年次休暇、病気休暇及び特別休暇を付与しており、報酬につきましてはそれぞれの職ごとに規則で定める額を支給しております。また、社会保険等につきましては健康保険法等の加入要件に従い対応しているところでございます。

なお、この施設で働く嘱託員につきましては、特別職の地方公務員とみなされておりました、地方公務員法または労働基準法等の規定に基づき行っているところでございます。本年4月1日に全面施行されました改正労働契約法は公務員には適用されませんが、その趣旨を踏まえ、本組合においては対応しているところでございます。

次に、安全衛生計画につきましてでございますが、本組合おきましては、労働安全衛生法の規定に基づき、安全衛生推進者を選任し、安全衛生管理の実務を行わせております。

健康管理の面から申し上げますと、毎年1回、健康診断を実施し、健康の保持増進に努めているところでございます。また、特に夏場のプラットホーム内は暑くなることが多いため、待機場所にはスポットクーラー、休憩室にはエアコンを設置するなど健康面にも配慮をしております。

衛生面では、作業中の防じんマスクを貸与し、また、終業時にシャワー室で汗を流すことができるよう配慮をいたしております。

安全管理としましては、ヘルメット、安全ベルト、手袋、安全長靴を貸与し、作業中においてこれらの着用を義務づけし、常にプラットホーム内の整理整頓を心がけるよう指導をいたしております。嘱託員の安全衛生管理に対する意識も高く、平成17年の操業開始以来、これまで無事故で日々の業務を行っているところでございます。

今後も、労働基準法及び労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全衛生管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（田添政継君）

ありがとうございました。それでは、一点目から再質問をさせていただきたいと思いますが、正直申し上げまして、一点目と二点目というのは、この時期まで解決がつかないということになってくると、非常に絡んできて難しい判断を迫られる時期に差し掛かってきつつあるのではないかなというふう

に今、私は思っているわけですが、そういう立場でちょっと二、三点質問をさせていただきますが、管理者からありました長崎県の広域化計画というのは平成30年までというふうに申されましたけれど、それ以降の基本的な考え方、それは大体どういうふうになっていくのか。それと、県央地域のごみ処理体制というのは、現在の枠組みというのが維持されていくのか、あるいは変わるのかという、そこら辺の見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの御質問の長崎県の広域化計画につきましては、私どもも県に問い合わせをいたしましたところ、まだその段階には入っていないという返事を受けているところでございます。よって、県央地域の再編等を含めたところにつきましても、まだお答えできるような段階には来ていないということを理解いたしております。

以上です。

○6番（田添政継君）

わかりました。それでは、今のところは現在の体制ということも含めて検討せざるを得ないということだろうというふうに思うんですが、ちょっと今までの議事録をひも解いて見ておりましたら、管理者の平成23年2月の定例議会の発言の中で、平成24年度から調査研究を始めても時期としては決して早くないというふうに管理者は申し上げられております。

したがって、私としてはこれからのクリーンセンターの将来体制については、平成24年度ぐらいからもう検討に入っていらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますが、そういう意味では管理者も申し上げられましたけれど、裁判との絡みとかがあって非常に難しい判断を迫られているのではないかなというふうに思うんですが、もう少し現在検討されているような問題をお聞かせいただきたいんですが、といいますのは、やはり私たち議会も管理者と同じように、住民の皆さん方にはきちんと責任ある対応を求められるわけです。

裁判も含めてでありますけれど、どういうふうになっていくのか、そういう意味で私どもも責任ある態度を住民の方々に示さなければなりません。そういう意味でこれからの本当にこのクリーンセンターがどうなっていくのかということについて、もう少し平成24年度にそういうふうに検討するというふうな答弁もなされているわけですから、これまでもう1年以上経っているわけです。どういうふうな検討をされてきたのか、もう少しお聞かせください。

○管理者（宮本明雄君）

平成23年の発言ですけれども、その当時の状況としては、これほど第一審で長く掛かるというのは想定していなかったと。弁護士さんからの説明会等もありましたように、そんなに長く掛からないだろうというようなことが言われておりまして、そのころの期待としては今の時期ぐらいだとそろそろ結審がされて、和解になるか判決になるかは別として、一定の状況の変更があるのではないかという期待をしていたということでございます。

前回、この施設を造りましたときには、この構成市をどうするか、それからセンターをどこに置くかということ。御承知でしょうけれども、最初は雲仙市ということで計画が進んでいたという経過もございます。そういうことも踏まえまして、一定の時間が必要ということが言えるのではないかなと、前回の経過からですけれども、そういうことでございますけれども、今、この時期になっても、まだ和解の協議は行われておりますけれども、まだそれぞれが別々に和解の協議といたしますか、裁判所と被告、原告別々になっているというようなことからすると、もう少しそういう状況が続くのかなというのが想定されているということでございます。

裁判所で一定の判断がそのうちに下されるのではないかなと思いますけれども、今、一審です。日本の裁判制度というのは三審制です。二審ということになりますと、また一定の時間が掛かってくるということになります。そういうことでいきますと、非常に一定の判断を迫られる時期というのが来るだろうとは思いますが、最短で行けばどれくらいでできるのかということもありますでしょうし、そういうことを考慮しながらも、要するに延命をします。車でも何でもそうだと思うんですが、船でも何でもそうだと思うんですが、一定の瑕疵担保期間というのはあるでしょうけれども、その後も常にそれで廃炉をして新しいものを造っていくというのは、普通は余りないことございまして、通常は一定の修理費とかはあってもメンテナンスに掛かる経費が増えてきても、一定の延命をしてというのがごく常識的な話だろうと思うんですが、そういうことが可能であるかどうかはわからないと。

JFEが運転をしていますけれども、私は今の運転している状況を見ると可能であるのかなとは思っています。ただし、これは確証が全然ありません。それはなぜかと申しますと、大規模な修繕工事、メンテナンス工事を行っている兆候はありません。毎年、定期点検とかを行っておりますけれども、大規模な修繕工事等をすれば、それなりにここの職員にもわかるはずなんで、そういう兆候は今のところないということ。そうすると、炉の状況がどういう状況なのかということも、専門的なことでございますので、私どもは承知をしておりますけれども、そういう客観的な状況からすると、延命化が全くだ

めということはないだろうなというようなことも想定をされます。それと新設する場合とのリスクの差が問題でございまして、そこの判断が難しいところということとございます。

以上です。

○6番（田添政継君）

検討スケジュールでございすけど、延命化する場合と新たに建設する場合のタイムスケジュールというか、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○管理者（宮本明雄君）

新たに建設する場合には一定の時間が必要ということになりますでしょうけれども、延命化というのは例えば平成32年の3月になると瑕疵担保期間が切れます。それからすぐ全面改良をせんといかんかということはないと思っています。普通はそうだと思いますよ。この部品を換えた方がいいよとか、そういう調査をして、一定の期間をとって、休止期間も普通は四、五日、1週間程度ですけれども、それ以上の期間が掛かるという修理も出てくるでしょうから、それは計画的にしていこうということになると思います。それは通常の休止期間を年に3回ぐらい行っていますので、それほど屋根を外して改良工事をせんといかんとかそういうことになると、もう少し時間が掛かるのかなと思います。今の段階では、そういう状況が我々にはわからないと、そういうものがあると。

それから、新設をする場合でございすけれども、新しい炉を造るということになると、機種を選定、どこに造るかという、まず用地の問題。ここで造るのかどうかというふうな用地の問題。それから、どういう機種にするかということ。今、ここはガス化溶融炉というか、そういう方式でございすけれども、そういう方式の問題、メーカーの問題、そういうものが絡んでくるというふうに思います。

施設自体は東日本大震災で、今、ほとんど広域化で処理しようという話から、今は被災地の近くに全部仮設といいますか、本設なんですけれども、焼却炉が造られています。そこで処理をして、来年一杯ぐらいで処理が終わるというようなことも、焼却場によって違うと思いますけれども、そういうものが出てきておまして、それは要するに2年ほどで建設ができた。それは非常事態ですから、そうなんでしょうけれども、契約なんかも随契とか何とかでされているんだと思うんですけれども、そういう状況もありますから、一定の期間は必要ということわかりますけれども、それと先ほど申し上げたリスクの問題、要するに私どもは圏域の皆様方に何が一番利益が高いかと、何が一番安全で利益が高いのかということをお説明する責務がございす。それをはっきりとわかる状況じゃないと、なかなか新たには踏み出

せないということだと私は思っております。

○6番（田添政継君）

今、申されましたように、例えば延命化した場合でも、5年間ぐらいは大幅な改修とかなんとかということは必要ないかもしれないという答弁も以前にあっておりますけれど、この炉の耐用年数というのは何年になるんですか。

○事務局長（松尾博之君）

サーモセレクト方式の耐用年数というのが明確には示されておられません。といいますのは、過去に前例がないといったほうがはっきりするんですけども、同じような国内5か所の施設、同じ時期に大体操業開始しているというところのものですから、何年という部分のお知らせは受けていないところでは。

併せて他の施設を独自で調査をやったところ、他の施設では20年の運転契約を結んでいるというところがございます。

○6番（田添政継君）

といいますと、延命化ということを考えたときに、5年間ということを考えておけばいいんですか。それから、6年目からまた新たなどういう炉を導入するか、新しい建設をするのかという判断を迫られるということなんですか。

○管理者（宮本明雄君）

それは、今、申ししたのは、ほかの5炉の中で、私どもは瑕疵担保期間は15年というのが決まっていますね。これはどこでも瑕疵担保は稼働から15年のはずです。それで、私どもは運転契約を瑕疵担保期間に合わせて3年ごとに行っているということなのでしょうけれども、20年で契約をしている団体があると。これは一部事務組合ではあったりなんなり違うんですけども、20年で契約している団体があるという客観的な事実です。ですから、5年間延ばせるのか10年間延ばせるのかというのは今のところデータが示されていないからわからないということでございまして、例えば車でも10年、15年、20年と経っていきますと修繕費が増えてくる。どなたも普通はその修繕費と快適性とか利便性とか燃費の問題とかを考えて更新をされると思います。

やはり、ごみ処理ですけども、それは安全性と負担の問題、要するにどれくらいの経費が掛かるのかという問題との相対関係で決めるものだというふうに思います。そういったことからすると、今の段階ではなかなか判断がつかかねると。例えば、今、新しい炉を造りましょうと突き進んでも、なかなか理解を得るのは難しいと思います。そういう状況にありますから、少し時間が掛かりますということを申し上げているつもりでございます。

○6番（田添政継君）

二点目ともちょっと関連しますので、最後にちょっと確認をしておきたいと思うんですが、延命化の問題と、それから裁判の問題は並行的に検討していきたいということの、先ほどそういうお話だったような気がするんですが、やっぱり一方ではJ F Eが独自に負担している費用がどれくらいか、さっぱりつかめない。そういう状況の中で並行しての検討というのは難しいんだろいうふうに思うんですが、そういう意味では裁判の成り行きを見て、この炉の将来体制については考えざるを得ないと、そういう中で私自身も率直に今、感じているのは延命化を含めて、和解を含めて、早く解決をしないと、これからのクリーンセンターについてなかなか検討ができないというふうな状況だろうというふうに思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

○管理者（宮本明雄君）

先ほどから申し上げておりますように、要するに今後の見通しをつけるというのは今の段階では非常に難しいというのが率直な気持ちでございます。それは、要するに圏域の皆様方に理解を得る必要がございます。それは安全が第一です。次には経費だとやはり思います。その経費の問題について、今のところ説明できる資料というものがいただけない。それはJ F Eの主張によりますと、係争中であるから、その分については出せませんよというようなことを主張されておるということでございますので、今、例えば、仮に新しい炉に向かって突き進むといっても経費は掛かります。でも延命できたじゃないかという結論が出ると、それはまたそれで違います。

先ほどから申し上げていますように、年間13億円ほど起債償還の金額がございます。十三億数千万円ですけど。効率的に圏域の皆様方のごみ処理をするというのがこの処理場の目的、この一部事務組合の目的でございますので、安全で効率的という目的を達成するためにはどういう選択肢が要るのかということ今この段階では判断ができかねるというふうに申し上げているつもりでございます。それは31年経つと、とんでもない故障がくることがわかっているんですよということじゃないと思いますので、今の状況からすると、先ほども申し上げましたように、大規模な修繕工事とかそういうことは行われていないということでございます。

○6番（田添政継君）

住民の方々の関心も少しずつ高まってきているように思います。裁判の成り行きを含めて、これからのクリーンセンターをどうするのかということ構成議会、あるいは住民に対して一定の時期には説明会とかを開く必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○管理者（宮本明雄君）

今のところ説明会をするにしても、資料といいますか、説得できるというか、ごみ処理が順調にされていますよというのはホームページなり何なりで、皆様方に広報活動をしているつもりでおりますけれども、こういう方法で進みますよというのはなかなか今のところ材料を持ち合わせていないから、説明会もできませんし、議会の皆様にも御説明ができない状況でございます。

ここは構成4市で構成をしていますので、それはそれぞれの自治体で説明の必要があれば、それはそれで必要に応じてされるものというふうに思いますけれども、今の時期を四、五年前の時期から比べると、平成19年ですか、大規模な改修を行いまして、ごみ処理が比較的順調に推移をしていると。用役費の問題はあっても、ごみ処理で御迷惑を掛けていることはそれ以降はないというようなことでございますので、そういうことが本当は安心と安全という意味では一番貴重なといいますか、大切なことかなというふうに思っております。

そういう資料があって、これは説明会をする必要があるという判断をすれば、また別の話になるんだというふうに思いますし、先日、弁護士さんとお話をしたときにも、議員の皆様にはもう少し進んだら、また前回のような報告会をというふうなお話もありましたので、その辺も踏まえながら御判断をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番（田添政継君）

ありがとうございます。私が少ししつこくそういう質問をしているように思われるかもしれませんが、私自身もそうなんですけど、住民の方々もそうかもわかりません。今までの管理者側の答弁とかを聞いていて、非常に裁判が間延びしている。そして、私たちはずっと一貫して勝訴以外にないんだということ、また顧問弁護士の話の中では、もちろん勝訴の中に和解ということも含まれるということはずっと言ってきたわけですけど、そこら辺で本当にそういう見通しが立つのかどうかということが今、私あるいは住民の方々の一番不安に思われているところではないかと思うんです。

そこで、これも少し今までのことを振り返ってみますと、管理者発言として平成20年8月の定例議会で、これは当時の金原事務局長さんが御答弁されておりますけれど、二、三年で解決をする。それから、平成23年8月の定例議会では、来年早々判決の見通し、つまり平成24年度中には解決をするんだと。平成24年の2月の定例議会では、年内判決の見通し、そういうふうなことをずっと申されてきておりまして、平成24年度中には私たちも解決するものだというふうに、私は少なくとも思っていました。

それから、顧問弁護士さんのほうから組合議会に対して、全協の中で裁判の進捗状況についての御報告を2回ほど受けております。

平成21年の8月には和解を考える時期が必ず来ると。それは、この種の裁判では和解というのは、ある程度そういうふうなことを見通した判断をしなければならないということは、弁護士さんは平成21年8月の時点から申されております。

それと、先ほど宮本管理者も申されましたように、難しいのはJFEの運転ということを念頭に置かないと、この問題は解決をしないと。もしJFEが引き揚げると言ったら、もう話にもならないというようなことをずっと申されておまして、その中では、例えば5年間の保証期間を過ぎて瑕疵担保期間であっても、JFEが引き揚げるというケースもあるんじゃないかとか、15年経過後の再契約についてもそういう意味で非常に難しい問題があって、常にJFE側にキャスティングボートを握られてしまっていると。そういう状況の中で裁判を戦わざるを得ない。そういう難しさをずっと弁護士も一貫して言われてきたわけですね。

それと、平成23年の2月にもまた、私たち組合に対する全協の中で顧問弁護士は、JFE側はもう既にお手上げ状態だと。あと2か月程度で裁判所の裁判の審議は終わる。平成23年の2月にそういうふうなことを言われている中で、私たち議員も、ひょっとすると管理者の皆さん方も、裁判というか、そういう関係については顧問弁護士にある程度委任をされている部分があるわけでしょうから、そういうふうな見通しをずっと弁護士さんたちと協議の上で申されてきたのではないかというふうに思うんですけども、この見通しが本当にそうだったのか、見通しが甘かったんではないかということは今、考えているわけです。

実はこの問題については、当初から平成20年ぐらいだったと思うんですが、平成20年ぐらいの議会の中から、この組合議員の中からも、相手は超一流企業だと、金は幾らでも持っておると。だから、そんなに簡単に解決すると思ったら大間違いするんじゃないかという発言もあっているわけですよ。そういう状況の中で、和解といったら非常に聞こえはいいんですけども、和解をするというのは非常に難しい判断を迫られるんだろうというふうに思うんですよ。

そういう意味で、和解で決着をしたいといったときに、どの程度の和解だったら受けるのかと、そういうことを含めて私たちは、裁判長の関与和解によってこういう案が示されましたと、それを受けようになりましたとか、そういう結果報告では困るので、そこら辺を含めて、どういう和解案が示されるか。その和解案が示されたときに、議会への対応はどのようにするのか、

そこら辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

今年の4月に、私は再選でございまして、4月からまた新たな管理者としてここに席を得ておりますけれども、そのときも4市の政策調整会議というもので私が管理者に就任させていただいたということがございます。そのときにも4市の、私ほか3市の市長ですけれども、和解ということになると、日にちが非常にスケジュール的に厳しいスケジュールになると。例えば判決だと2週間以内に控訴の手続を終わらんといかん。そういうことが生じます。すごく時間がないです。判決書が届いてから、供託とかなんとかもありますから、判決の内容によっては供託をせんといかんとかいうこともありますから、非常に時間がないんです。判決を仮に受けて、それから控訴の手続に入るまでにそういうことができないかもしれない。ほかの3市の市長も。その内容はわかりませんが、そういうことで判断をせざるを得んというようなことも生じる可能性はありますということを申し上げました。

そのときには電話連絡なり、4市の市長が一堂に会してというのは、普通は1か月ぐらい前からスケジュール調整せんとなかなか難しいと。深夜になるかも早朝になるかもしれませんけれども、できれば皆さんで協議をしたいというふうには申しましたけれども、いざというときになると、そういう厳しい判断を迫られるかもしれないということで、そういうこともお含みおいていただいた上での管理者に就任をさせていただきますというお話をさせていただきました。そういう状況が近づいてきているというのは事実でございまして、控訴をするしない、和解をする、しないというのも、そういう時間の余裕があればいいんですけれども、私どものこれまでの経験ではなかなかもうばたばたで控訴手続に入らんといかんというのが一般的じゃないのかなと。

ですから、前にわかっておれば、それはそういう手続を踏むことが当然になりますし、控訴をするとかそういうことになると、議会の議決というのは当然必要になる部分もあるし、和解についても議会の手続要りますよね。手続は要りますからそうなんですけれども、その事前に議員の皆様方に御説明をするというのは、そういう時間の選択があればよろしいですけども、ないかもしれない。

それから、和解と判決ですけれども、非常に時間が掛かっておると。先ほど、あと数箇月すればとか、そういう発言が何回もあっていると、弁護士さんからもあっているということでおっしゃいました。その前段には多分相手があることだからという前提条件を私はつけているつもりでおります。相手がどういう主張をするかわかりませんので、その前提条件によって、これ以

上の主張がなければ判決は近いだろう、和解の勧告は近いだろうということを書いておりました、最近ではJ F Eはこの県央県南クリーンセンターに持込まれるごみの質を主張されています。ここ2回ぐらい前から言われています。和解協議に入ってからだと思います。

それはカルシウム濃度が高いと主張されています。カルシウム濃度というのは多分貝殻とかそういうものが影響しているんだと思うんですけども、よその炉より高いと。パイプが詰まるとか、そういうことを主張されているんですが、それは当然反論をしているんですけども、そういうことで裁判の引き延ばしをしていると言ったら裁判所に失礼ですけども、そういうことをもうこれ以上の主張はないですかということでは結審になろうかなというときには新しい主張をされてくるというのが、これまでの常じゃないのかなというふうに思っております、そういう意味では相手があることだからということで、相手の戦略といいますか、そういうものもあるんだろうなというふうに思っております、それ以上のことは私どもでは申し上げられないという状況でございます。もう少し和解協議が進みますと、顧問弁護士にも前回2回ほど行ったような説明会をということは当然お願いをしております、その時期がいつかはまだ今のところは明確ではございません。

○6番（田添政継君）

和解協議、非常に難しい問題が出てくるというのは私も十分そのように思います。ただし、やはり裁判まで提訴をしたわけでありますから、基本的に譲られない部分というのはあるんだろうと思うんですね。そこら辺をどのように受けとめるか。しかし、和解協議の中でこちら側の主張がどの程度認められるかということにもつながってくるわけですけども、そういう意味で非常に何というか、全会一致で決まるような内容じゃなくて、いろんな立場からいろんな提起がなされるだろうと思うんですけど、やっぱり議会にはどんなに時間がなくても、決定する前に一応こういう和解案が出たんだと、これに対してどうするのかということは諮っていただきたい。

それは、この前の百条委員会の中でもなかなか後で議員が知らなかったことがかなりあったということを含めて考えたときに、やはり決定をする前に、議会のいろんな考え方、事後承認というそういう形としてはそういう形をとるんじゃなくて、やっぱり本当にまだ一緒に協議をして、同じく等しく住民に対して責任を持つとか、そういう立場で是非臨んでいただきたいなというふうに思うんですが、最後にそこのところの確認をさせていただきたいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

先ほど申しましたように、控訴をするにしても、要するに議会の議決が必

要なんです。そういう意味からすると、議決をせんと、要するに上訴ができないということになりますので、ただ、その前段でということになるとなかなか難しいでしょうと申しております。確か判決書が届いてから2週間ぐらいしか時間がないと思いますので、それは土日も含めての2週間なんで、私は一度経験があるんですけど、それに間に合わせるために非常にどたばたした思いがありますので。それから、予算も必要になる場合もあります。例えば供託金を納めんといかん。法務局のほうに供託をせんといかんとか、控訴するということになるとそういうことになるでしょう。その辺のことは準備を幾らしていても、なかなか事前の準備だけでは間に合わないという部分もありますので、私は勝訴というか、和解は勝訴も敗訴もないんでしょうけれども、そういう状況であるということでございまして、自分たちだけで決定しますよとか、判決が受入れられれば、31億数千万円ですか、それが受入れられれば、それはもうそれでいいんですけども、この手の裁判で訴状額どおりということは普通ありませんので、そういうことで一定の判断が必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○6番（田添政継君）

もし、その和解が不調になって、控訴審とかになっていくと、大体どれくらい期間が掛かるというふうにお考えなんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

まず、今、現在は、和解の話し合いを行っている段階で、それから、もし和解が整わなかったら、地裁による判決という段階に移るかと思いたくても、その期間はどれくらいかというのはちょっとこちらでは答えきれません。

以上です。

○6番（田添政継君）

わかりました。これからかなり厳しい状況が出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、私たちも注視をしながら見守りたいというふうに思っております。

三点目の問題ですけど、確かにおっしゃるとおりなんですけど、私も何回かあの道を通るんです。御手水のほうに行く道ですね。この前もすれ違いざまに大型車が来て、非常にびっくりしたケースがあったんですね。話し合いというのは確かに大事なことだというふうに思います。しかし、今の状況を率直に考えたときに、あのルートというのはやっぱり無理があるんじゃないかと。御手水ルートですね。やっぱり、そこら辺は少し考えていただきたいというふうに思うんですが、同時に、こちら側の方の主張の中には、建設

当時、あのルートを通してもらうために地元に関係する色々な対策がされたはずだというふうな話をちょっとお聞きしたんですけど、地元に対する何か地区公民館を造ったりとか、道路の改修とか、そんな作業というのは地元の方との約束事とかあったんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

施設建設当時の書類を調べてみますと、搬送ルートのために地元関連事業をしたということではなくて、この施設を建設するに当たって、そういった地元関連事業を大きくしたと。併せて搬送ルートの改良も行っております。現在の道幅はその拡幅事業の成果というふうに、私どもとしては受けとめてはいますが、できるだけ負担を軽減するように、搬送ルートの変更を説明いたしましたけれども、これまでの経過の部分で話を聞いていなかったということで強い反対があったと。この施設自体がこの中山地区に存在している以上、やはり我々としては慎重に対応していかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○6番（田添政継君）

それは門前払いということですか。何か条件とかを出されて、もし通すとすれば、今、復路だけというふうにおっしゃいましたかね。今、ということで住民説明をやっているということなんですけど、その場合でも、何かこういう条件をきちっとクリアしてもらえば、それはオーケーなんですよというようなことの話なんですか。

○事務局長（松尾博之君）

説明会を行いましたのは、中山地区の方、約50人を前に実験走行をさせていただきたいと説明をいたしました。それで、これをしたら、例えばよくある道路を造ってくれば、あるいは水路を改修してくればと、そういった附帯条件的なものは一切あっておりません。はなからだめだと、そういう説明を過去には受けていないということの一点張りでございます。

○6番（田添政継君）

そういう方々のことを配慮しなくて言っているわけではないんですけど、一般的に見たときに、非常に立派な道路ができていて、こっちはそうじゃない。ある程度、何といいますか、時期を決めて勢力的に合意を頂くような交渉というか、そういうものをしていかないと、私は今までどうなのかよくわかりませんが、あの道というのは何か事故とかなんとかというような心配はないんですか。

○事務局長（松尾博之君）

まず、事故は発生いたしておりません。

それから、中山地区の方々にでございますけれども、今度説明会をして、再度拒否された場合、継続審議そのものが壊れてしまうというのを懸念いたしております、町内会長さん、あるいは班長さんとの接触は続けております。この施設に予算も組んでありますけれども、地域協議会もございますので、そこら辺から話は持っていておりますけれども、なかなか1対1で話したときは、自分は反対しないけれどもと言われるんですけれども、それ以上はちょっと自信ないよと。そういったときに強行はされないなというふうな印象を受けているところでございます。

○6番（田添政継君）

よくわかります。ただし、やっぱり重要な段階では、膝詰め談判を含めて協力をお願いというか、そういうことはすべきだというふうに思うんですが、管理者としてそういう働き掛けをするという考えはありませんか。

○管理者（宮本明雄君）

この施設ができたときに道路の建設に入ったということで、その辺の経過を私は十分に承知をしておりますけれども、立派な道路があるという事実はございますし、なぜあそこに東線を入れたかということは、やはりそういうことが想定をされていてそうなったんだろうなというふうに思います。

ただ、昔といいますか、この組合の発足当時は2市15町という非常に数が多い組合でございまして、そういったことで副管理者も16人ぐらいいらっしゃるというようなことだったろうと思ひまして、十分意思の疎通がとれていなかったのかなというようには思いますけれども、現状から見ますと、議員がおっしゃるように、一定の努力をしていかんばいかんということもありまして、事務局長にも、もう2年ぐら経ったから、状況は変わってきていると私は思っているんですけれども。私は、状況は変わってきていると思いますので、もう一度ちょっと接触をしてくださいよという指示をしているということでございます。

○6番（田添政継君）

それでは、最後の四点目に入りたいと思うんですけど、確かに労働安全衛生法とかでは、いわゆる危険、有害な職場ということでないというふうに、法で規定された業務の中ではですね。だとは思いますが、実は私が自分のごみ処理にあそこを訪れて感じたことの中から今回質問に取り上げさせていただいたんですけど、かなり劣悪な作業環境というか、そういうのはあるんじゃないかなというふうに思うんです。あそこの中に持込まれるごみとかの中で、特に有害ごみなんか紛れる可能性というのはあるんだろうと思うんですが、そういうものが家庭ごみとかの中で燃やせるごみの中に紛れるとしたら、どういう種類のごみ質が考えられますか。

○事務局長（松尾博之君）

私も年末、12月ですけれども、何日かプラットホームに入ってヘルメットをかぶって手袋をして作業と一緒に行いました。そのときの経験から言えば、言われる劣悪な作業環境とは思っておりません。

それと、有害ごみはどういうものが考えられるかのことにつきましては、ちょっと余りにもそういう経験を私は持ち合わせていないものですから、これこれとは、ちょっと言いにくいというか、実際どのようなものかと言われても、何とも言いようがないなというふうに思っています。

以上です。

○6番（田添政継君）

そうですね。私が考えられるというふうに、紛れ込む恐れというのは、石綿とかPCBとか、そんな関係のものが一部紛れ込む可能性があるのかなというふうに思ったりするんですけど、あそこの職場のいろんなそういう環境測定とかいうのはされたことがありますか。例えば、私がお尋ねをして聞いたところによると、温度計はついておりません。臭いはするんだけど、その臭いを計る機械とかいうのはよくわかりません。そこら辺の作業環境について、空気の問題とか含めて、どういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○事務局長（松尾博之君）

今、言われた温度計は設置してあるというふうに思っておりますけれども、それから臭いにつきましては、臭いの測定は機械じゃなくて人が行うそうです。臭いがあるという。組合のほうの検査をしておりますけれども、周辺環境を含めて、全部人による判断だそうです。ですので、そういう人を雇うかとは、雇っていないというのが現状です。

臭いについては、ここの施設にもありますけれども、隣接するところに養豚場等もございますので、そこら辺もあるだろうというふうには思っております。

以上です。

○6番（田添政継君）

そういうことを言っているわけじゃないんですけど、それじゃ、そのマスクはどういう根拠でつけるようにされているんです。

○事務局長（松尾博之君）

マスクはやはり持込まれるごみ自体、生ごみ等の異臭はございますので、それもあれば、粉じん等の対策等も考えられるのかなと。破砕機によって木材を2m以内に切断するものですから、そのときに木材の飛粉といいますかね、そういったものが出るということはわかっておりますので、そういったものの対応で着用させているということでございます。

○6番（田添政継君）

その中の温度は何度ぐらいですか。

○事務局長（松尾博之君）

冬での経験で言わせてもらえれば、そのときには二十二、三度かなと。今、この異常な暑さの中では明確な報告は受けておりません。

以上です。

○6番（田添政継君）

私はある程度、見た感じ、自分の感じで申し上げているところがあるので、ちょっとお互いの認識の違いはあるかも知れませんが、この酷暑期であの中に1時間おったら、私はやっぱり何か外に出たくなるような気分のところのような気がするんですよ。それで、これだけの酷暑期の中で温度も計らない。その中で多分嘱託職員さんですから、かなりの高齢者の方もいらっしゃるんだと思うんですよ。嘱託職員さんの年齢は何歳ぐらいですか。

○事務局長（松尾博之君）

年齢はいろいろですけども、70以下というふうに聞いております。

○6番（田添政継君）

そうなんだろうと思うんです。それで、それも1年契約で、継続雇用を望まれる方はそういうふうになっているんだろうとは思いますが、やはりそういうこの酷暑期の中の現場第一線で働いている人たちのことをもっと考えてほしいんですよ。やっぱり彼らによってそういうごみ処理のいろんな業務が円滑に進められているという部分もあるわけですから、そういう意味では職員さんと同じ立場で労働環境とか衛生環境について、もう一度労働安全衛生法上何も問題ないとは思いますが、きちっと普段の衛生管理計画の中に取り入れていただいて、そういう作業環境の悪化を防ぐ、働きやすい働き続けられる環境をきちっと整備するようにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。11時30分再開いたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、10番柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

こんにちは。私、雲仙市選出の柴田安宣でございます。先ほど田添議員が、私も通告したことをほとんど質問されておりますので、せっかくの機会でございますから、私なりに角度を変えて質問させていただきたいと思います。

趣旨は、損害賠償の裁判についての和解の対応についてということから始まって、それに一貫しているわけですがけれども、今、田添議員からも指摘があったとおり、この裁判の中でいろんな諸経費が掛かってきているわけですがけれども、特にこのJFEが、今、明らかにしている数字以外に出してもらっていないという答弁があります。これ、和解についても、また、将来についても、この機械がどれぐらいの経費が掛かって運営されているのかということがわからないことには、将来の機種に持っていくか、もしくは、変えて持っていこうにしても、全然違った答えになってくるだろうということでございます。

管理者については、今、答弁で言われたとおり、この経費については裁判中ということで説明がないと、聞きようがないという話でありましたけれども、この1項の質問の中では、そういうことでありますけれども、実際は、この炉が建設契約を結ばれた平成14年の11月の時点で取り交わされております契約書、それに基づく応札条件から始まる覚書までの中、それから始まる応札条件から変更覚書に至る中で、この間、調査をやった時点でも何ら今、出されている数字以外に内容の説明がないまま、この変更覚書が締結されてしまっているということですから、裁判をしているから出さないということは、元々出す気がないんだらうと、そして、困ったことに、平成19年でJFEは全国5か所でサーモセレクト方式を展開中でありますけれども、その損害に欠損金ということで500億円の金を会社として将来に向けての計上をしてきたということでございますから、1か所について100億円の欠損がするんだらうと、ですから、出されている数字以外に相当数の経費が掛かっているのではなかろうかというふうなことが推測できるわけです。

ですから、私が質問する趣旨は、これはJFEとどれだけやり合っても答えが出てこないというのであれば、これは何らかの形で、例えば、コンサルタント業務をやっている人、平成11年から総合エンジニアリング等々、コンサル契約を結んで今まで来ているし、それ以外に弁護士を頼んでみたり、また、炉を運営している徳島あたりとも友好関係があるわけですから、どれぐらいの経費が掛かっているのかということは、調べれば調べられるのではなかろうかと思うわけですがけれども、それをしないと将来に向けて、これが瑕疵担保期間が15年でしょう、とすれば、もう8年経って、間もなく3年目の契約であります平成25年の末で3か年に1回の更新の契約、運転管理業務の更新の時期に来るわけですから、そういう時期が重なっていった、最

後の土壇場になって、15年ぐらい経った後に、この数字が実はこれぐらいの経費が掛かっているんだと、例えば、人件費にしても、当初は23名か4名の体制でやりますということでスタートしているものが、現在は50人で3交代制になっているみたいな、そういう話を聞いたんですけども、それ自体にしても、また、助燃費にしても、相当数の経費が掛かっているのではなかろうかという気がするものですから、全体的に、この炉の将来を見渡すに当たっては、裁判も含めて情報を仕入れて、それから、その炉の判断をする時期に来ているのではなかろうかという気がするものですから、このことについて伺いたいわけですが。

○管理者（宮本明雄君）

裁判の進行状況につきましては、先ほど田添議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

今、どれぐらいの経費が掛かっているかということについて、それは我々が支払っているガスとか用役費の分ですね。用役費の分については、もう十分承知をしております。それが当初の予定よりも多いというのも、これももう明白な事実でございます。

ただし、運転をしているJFEがどれぐらい契約以外の分について負担をしているかというのは、裁判の席でも何度も弁護士さんのほうから法定の場でそれを明示するようというお願いといいますか、主張をしておりますけれども、その分についてはお答えがないということでございます。いずれにしても、その理由が現在係争中であるからということでございまして、それ以上はなかなか追及が難しいというのが、今の状況というふうに認識をいたしております。

そういった中ですが、議員おっしゃいますように、人件費についてはある程度推測がつかます。それは、23名ぐらいの予定だったのが50名ぐらいの人が今、従事をされておるという労働条件の部分もあるんでしょうけれども、そういうふうな状況になっていて、その分の費用がどれぐらいになるかというのは推定がつくと。これまでの運転経費がこれぐらい掛かりますよという中身から見ると、その部分については一定の金額の推測、あくまでも推測なんですけれども、それはつくということでございまして、それは大きく外れることはないだろうというふうに思います。

ただ、それ以外の分で、それ以外の分というたら補修費で、我々が負担していない部分があるのかどうか。ただ、先ほど申し上げましたように、大きな修理作業というのは多分行われていないと、それは、例えば、クレーンを持ってきて大きな工事をせんといかんとか、目的以外の何かの取替えをするというのは、平成19年ですか、改善改良工事が行われた後は、そういう状

況はなかなか見受けられないと。それはこの職員も常に従事をしておりますから、一定の判断はつくということだろうといふふうに思いますけれども、その他の部分がどうなっているのかというのを、我々は知りたいですけれども、それがわかると一定の判断が下されるとは思いますが、それがなかなか明示していただけないと、法廷の場でもお願いして主張をしておりますけれども、明示していただけないというのが、今の状況でございます。人件費、助燃材、その他修繕とか、そういう経費があるんだというふうに思いますけれども、その分についてはお答えをしていただけていないというのが実際の状況でございます。

そういったことからすると、一つ明らかになっているのが、先ほどの損金の問題で、既に損金処理をされております。500億円と聞いておりまして、その部分が5炉で500億円ということになると、要するに10年間の分を見ているのか、12年間の分を見ているのか、20年か、よそが契約20年間でしているものもありますものですから、20年間ということで見ますと、これは毎年5億円ぐらいの損金処理と、炉の大きさも違いますし、その修繕等の状況も違うと思うんですけれども、ただの数字合わせと言われればそうなんですけれども、5億円、少なくともそのぐらいの数字にはなるんじゃないかなと。それは損金処理ですから、人件費等も含まれているんじゃないかなというふうに思われておりまして、そういうことからすると、それ以上の額になるのか、ならないのかというのが、今の判断ができないでいるところということでございます。

5億円、6億円という数字になるとすると、延命ができれば延命したほうが、新しく起債をするよりははるかに半分ぐらいで済むというようなことになりますので、その辺の決断の時期というのは、そう遠くないと思うんですけれども、相手があることで、裁判の進行中ということもありますから、明確なことは答え上げにくいというのが、今の状況ということになると思います。

そういったことでございますけれども、いずれかの時期にそういう判断をせざるを得ないといいますか、する時期が来るということですが、それはやはり今後、15年を過ぎてからの状況がどう変わっていくかということ、どれぐらいの必要経費が掛かっていくのか、この運営にということを見ないと明確にはできないというのが、今の実態でございます。人件費とかなんとかについては、ある程度わかります。

以上でございます。

○事務局長（松尾博之君）

管理者の答弁に補足させていただきます。

組合では、人件費、助燃材等につきまして、実は裁判所を通じて申立書を提出いたしております。これは、平成24年7月6日付で組合の訴訟代理人から裁判所宛てに、被告が作成保管する県央県南クリーンセンターの施設、設備、機械類及び施設運営に伴って、原告の負担とせず被告みずからが負担した平成17年度から平成23年度までの一切の支出費用に関する会計記録、業務報告書類について、文書提出命令申立書を提出いたしました。

申立ての趣旨につきましては、クリーンセンター全体のごみ処理能力及び経費能力の実態と被告が例年数億円を超える費用を支払っているところの支出項目、金額、時期を明らかにしようということで、裁判所からの命令を出していただきたいということで出しましたけれども、しかしながら、この文書の提出命令申立書につきましては、本年1月15日の第18回弁論準備手続におきまして、裁判長から裁判所としては被告が支払った部分については争点とは関係ないと判断され、必要性がないので採用しないとの発言がなされました。したがって、すべての経費につきましては、管理者が申し上げましたとおり、明らかにされていないというのが実態でございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。しかし、この炉が今、答弁があったとおり通常のストー方式であれば、耐用年数が来た時点で、もしくは瑕疵担保が来た時点で、一般の技術を持った人たち、それに近い技術屋を一部入れてやれば、運転管理業務ができるわけですから、ところが、残念ながら、このサーモセレクト方式は、言えば精密機械のごみ処理場みたいなものでございますようですから、これで私どもの責任はこの先はありませんよというふうなたんか切られた時点で、もうぼしゃんしてしまうと、しかも、さっき答弁の中で言われたとおり、新しく炉を造ろうにしても、また機種を選定から場所、もしくは経費の問題含めて時間が掛かるわけですから、その時点で下手したらJFEの言いなりにならざるを得ないんじゃないかと、皆さん、管理者、副管理者はジェントルマンばかりですから、そういう企業が、一流の企業はそういうことは有り得ないだろうというふうに思われておりますけれども、過去のこのJFEが数字的に一部、14年から18年、19年に関しては、企業の秘密でございましてというふうなことで、変更覚書そのものも明らかにしないで概要版でしてしまったというふうなことからいきますと、この会社はサーモセレクト方式を将来も新しく造って営業する気がないんだろうと私は思うんですね。

というのは、その5年、5か所造った以後は、たった1か所も営業をし、落札をしたという話が出ていないということは、もう500億円を20年間

欠損金で処理した後、もう、うてあわんどという考え方ではないかという気がするものですから、その時点でぽんと出されてとんずらされたら途方に暮れることになりはしないかという気がするものですから、しつこく聞くわけですけれども、裁判の和解にしても、判決が出るにしても、近い将来出でしようけれども、もうそろそろその将来に向けてのこの機械の炉の性能等、もしくは経費ということを明らかな状態にする努力を、もう少しやっってもらわねばいかんのかなという気がするんですけど、非常に厳しいとは思いますが、どういふふうにお考えですかね。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま議員が言われるように、そのJFEに対してもろもろの部分があったものですから、損害賠償として提訴をしていると、全国的にも余り例のないような裁判を現在行っているということで、御理解いただければなど。

それから、JFEにしてもやはり日本を代表する一流企業ですので、そこら辺については、とんずらするとかなんとかは、今の現段階では考えられないだろうと。やはり、他のごみ、今、言われたストーカ炉も含めて、今後ともそのような営業をなされておられますので、ダメージを伴うようなことは多分されないだろうというふうには思っております。

ただ、全面的に信じているかといえはそうではなくて、我々としても他の施設の経費、今、おっしゃいました経費等については、今後とも十分精査をし、調べていく必要は感じているところでございます。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

一流企業ですからとんずらすることは有り得ないというふうに答弁されておりますけれども、元々平成14年に工事請負契約を締結してから今日まで、大事なこの炉の性能保証の覚書、言えは性能保証書があります。この当初の覚書を変更するに当たって、当時稼働していたのは千葉県の炉だけで、炉に関するデータを持っているのは企業側だけだったんです。本来であれば、変更覚書を取り交わす時点で、ど素人の組合の職員、また管理者等に対し、どうしてもこれぐらいの経費が掛かりますよと、これぐらいの人件費が要りますよということを出すのが当たり前なんですけれども、それを企業秘密として出さないでやっているということからいきますと、一流企業ではあっても卑劣千万なやり方をやっているというふうに私は思うんです。

ですから、私はいろんな角度で調べられるものは調べて、来るべきその時期に対応する準備をするべきじゃないかという気がしたものですから、こういふことを聞いたわけですが、やはり一流企業ではあっても、社運を左右するようなことになりかねない問題も抱えておるわけで、先ほど管理者

が答弁されたとおり、5か所を年間平均でいけば5億円、今、組合のほうで超過経費でいきますと、三億四、五千万円ぐらいの超過経費が出ておりますよね。それを上回る経費が裏のほうで掛かっていると推測されれば、なかなか出しづらいいともあるんではなかろうかという気がするものですから、やはり調べるものは調べて、そして対応するときは対応するという事で取り組むべきではないかと思うんですけれども、なかなか難しいとは思いますが、いかがお考えですかね。

○管理者（宮本明雄君）

人件費とかその他の調べられる経費については、ある一定部分は、これくらいであろうなという推測はしております。それは、わかる部分だけということになりますから、その他の部分についてどのようになっているかというのは、裁判の法廷の場で提出をお願いしましたが、それは拒否されていると。しかも、今回の裁判の主因となっています平成17年から平成22年までの、要するに私どもが当初契約に対して超過負担をしている部分という係争をしておりますけれども、そういう部分との兼ね合いもあるからということなんでしょうけれども、JFE側は今回の訴訟の分には関係ないので提出しませんよと、裁判所もそういう判断をされてしまったということでございます。

もう議員がおっしゃられることはよくわかります。私どももそこが一番悔しい部分ということでございまして、それがわかれば、次の次善の措置といえますか、これをどうしていくかという措置ができるということですが、それがなかなか明確な部分が出てこない。よそに聞くとか、人件費についてはある程度わかりますので、そういうものを調べるとか、そういうことでございますけれども、それはごく一部の部分だろうなというふうに思います。

先ほどと全く同じようなことでございますけれども、もう既に平成22年度までの拡張請求というのをしております、今度、平成25年度で、また次の年度に入ってしまうと、決算が平成25年度、来年度の6月、8月ぐらいになりますと、この議会を過ぎますと決算が明確に出てまいります。次の拡張請求ということになって、ずっと続いていくということも、考えたくはないですけれども、有り得ない話ではないと。そういうものを含めて、また次の裁判を起こすのかと、仮に今年度中とかに判決が出たとしても、次のまた拡張請求をせんといかんとか、そういうことがありますので、そういう判断は裁判所もしにくいだらうなというのが弁護士さんの御意見じゃなかったかなというふうに思います。

ですから、和解というものが取りざたされているということでございしますが、和解の内容がまだ明確じゃないということもあって、今の時点で

は何とも申し上げにくいということでございます。認識としては、柴田議員と全く同じような認識をしております、それが一日でも早く明確になると、次の措置といいますか、次善の策を考えやすいということになると思います。ただ、今の傍証だけではなかなか難しいという、確定というものがないとなかなか難しいなというふうに思っております。

ですから、和解なりなんなりができますと、瑕疵担保期間過ぎた以降の必要経費はどれくらい、運転経費はどれくらいになるのかということとは出せると思うんですけども、今の時点で向こうが、JFE側が法廷の場にも出さないということです、それはもういろんなところでいろんな場所で努力をしていただいておりますけれども、なかなか難しいというのが今の時点です。

よろしくお願いします。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。とにかく調査だけは何としてでも頑張って数字的な把握をやっけていただいて、将来に向けて対応していただきたいと思っております。今、和解案ということで話があって、スケジュール的に10月の2日までの予定が立っておるようでございますけれども、この和解で成立したことが果たして合意できるかどうかということが一つありますけれども、それはともかくとして、将来についての機種を選定ということは、田添議員も指摘されたとおりのこともあるだろうと思うんです。

先ほどの管理者の話によれば、東北の仮設置のごみ焼却場等は直ちに造られたと、仮設だからだということなんですけれども、僕は東北の仮設の施設をテレビを見た範囲内では、あれは燃やすほうじゃなくて、キルン型の、要するに埋め立てでも処分できるという、何もかんも放り込んでも処理できるやり方で、しかも経費も案外安くできるデータが出ておりますけれども、これが将来的にどういう形になるかわかりませんが、やはり将来、この4方式、5方式ある中で、将来に向けての機種を選定と、この状況を踏まえて考える時期も来ているんじゃないかというなら、もう稼動して8年経っているわけですから、将来的にはそこら辺を含めた考え方はあるのかないのか、裁判の結果次第では、またこの可能性を求めて努力されるのか、もしくは、結果次第では新しい方式を模索されるのかということもあるだろうと、时期的には先ほど平成24年というふうなことで、裁判中ではありますから、何とも言いがたいところがあるわけでしょうけれども、そこら辺の、もし考えがどこかであれば説明いただければと思っています。

○事務局長（松尾博之君）

先ほど管理者が御答弁申し上げたとおり、現在はその新たなる機種の選定

の段階ではなくて、その手前の段階ということでございますから、具体的な部分は持ち合わせいたしておりません。

○10番（柴田安宣君）

それぞれ言いたいことはあるでしょうけれども、立場があつて、裁判中ということで、できないということだろうと思います。しかし、先ほど言いますように、この機種が、今、稼動をして順調に行っているという報告がありました。1日230tから260tを2炉運転でやって、しかもこれをごみが足りんからということで、3炉全部全停止したというふうな話であつたんですけれども、確かに用役費以外は出ている数字以外をゼロにすれば、用役費が三億五、六千万円、予定以上の経費が掛かっていると、運転は可能性としては動いているということで、まんざら捨てたもんじゃないところのこともあるわけです。

だから、どこら辺でどうなるかということを含めれば、この裁判の中で、JFEにとって今、三億四、五千万円があと3年で、平成25年の末で10億円を超すわけですよ、3年間の超過経費分が。今、31億1,800万円ですか、損害賠償かけていると、それ加えることの十一、二億円ぐらいの金が上積みして裁判にまた乗せんばいかんという時期で、年間3億円余りの金が20年間でも続くときになれば、もう相当の経費が掛かってくるわけで、JFEは延ばしたほうが得なんですよ、払わんでいいわけで、裁判中だから、その結審が出てからということですから、引き延ばしのための裁判でもあることだろうと思うんです。

ところが、たまつたもんじゃないのはこの組合だろうと、一般市民から預かった金で不足する場合は、借入金をしてでも払っていかんばいかんということであるわけですから、困るのは組合側なんですよ。ですから、それから行くときになれば、どういう形であっても、何らかのめどを立てる時期も来ているんじゃないかというふうなことなんですけれども、和解については、どのような考え方で臨まれるか。和解前ですから、本音は言えないところがあるけど、方向性だけはというふうな考えなのかは出していただくわけにはいかんと思うんですけれども。

○管理者（宮本明雄君）

今、御承知のように裁判という法廷の場で、和解についての事情聴取がされていると、そういう微妙な段階でございますので、しかもその法廷の場の事情聴取が原告、被告が別々に行われているということでございます。ですから、その辺については、私どもがここでとか、弁護士さんがこの時期だったらいいだろうという一定のものが無いと、なかなか発言がしにくいというのが実態でございます。

その原告、被告が別々に和解協議をされているということは、裁判所もそう長くない、それをずっと続けるわけにはなかなかいけないと思いますので、何らかの意思表示があるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった意味では、それが、その和解で、はい、よろしいですよと、双方がなるとはなかなかいかないのかもしれませんが、一定の判断がされるような時期がそろそろ来てもいいのかなと、私は思っております。

ただ、相手があることで、最近カルシウムの問題とか、そういうものも言われておりますし、そういうことで非常に微妙な立場にございまして、今の時期のこの段階で、こういう判断が下されればと、金額が幾らであればとか、そういうことはちょっと申し上げにくいということでございます。御理解を賜りたいと存じます。

○10番（柴田安宣君）

わかりました。ただ、和解ですから、こっち側は原告として31億円等の超過経費を請求しているということの和解ですから、何らかの形で損害は、和解の総額から削られるのが和解というふうに、そのとおり認めてくれるんだったら判決が出るわけですから、それが認めていないで和解ということであれば、その31億円から、もしくは平成25年の末で四十二、三億円からの金額から、将来に向けては削られるということを推測すれば、これの基になった原因は、やはり一番の原因は、契約をした後の処理で超過経費がうやむやになってしまったところがあるというふうなこと。応札条件から覚書まではよかったわけですが、覚書を変更することによって、データの全くそろっていない、ど素人の組合のほうを、こういうふうな自分たちの有利なほうに持込んでいってしまったと言え、一流企業であっても、会社経営として成り立つためには、素人をだますような手口でやられてしまったと、しかも変更覚書の公表に関しては3年間、平成17年に取り交わしとって、平成19年の2月の時点で初めて議会にも明らかにしたというふうなことでございますから、これの損害が発生したときの責任、それと、もしくはJFEが詐欺まがいの行為でフェアじゃない契約を持込んできたことの責任ということ、2者とも責任があるだろうと思うわけですが、この点についてはいかがお考えですか。

○事務局長（松尾博之君）

現在、組合が裁判を提訴いたしておりますけれども、今、言われた変更覚書を基にしたのではなく、あくまでも組合が施設建設に係る保証事項として提出させた応札提示額、年間経費内訳書を超過した経費について、変更覚書ではなくて、超過した経費について債務不完全履行として損害賠償を請求いたしておるところでございます。

途中で確かに変更覚書結んでおりますけれども、それにはよっております。あくまでも入札条件等を基準として損害賠償請求を行っているということを御理解いただければと思います。

○10番（柴田安宣君）

大変失礼しました。超過経費の基を調べてみたら、応札条件に基づいてのことでありまして、当然のことだったと思うんですけれども、私の失言でございました。撤回をいたします。ただ、この機種選考から応札条件という形の流れの中で、いい条件をつけて契約を結んでいただいたということに関しては、前任の管理者や事務局の人たちには感謝申し上げる次第でございます。

今、事務局から言われるとおり、このごみ処理場、もしくは処理場で損害賠償を、事を起こす原因を作っていたいて、これだけ当初計画とすれば違うことを明らかにして損害賠償を打てること自体が、組合の管理者や前任の事務局長たちの努力の結果、この裁判ができるわけでございますから、これを何としてでも当初の精神に基づいて勝ち取っていただきたいと思うわけですが、何分裁判のことで相手もおるわけでございますけれども、そういうことでの精神で行くなら、JFEの今までの行為を勝利に導いてこそ初めて皆さん方の正義が通るもんだと思うわけですが、それに向かつての心構えということはいかがお考えですか。

○管理者（宮本明雄君）

難しいお話でございますけれども、柴田議員と気持ちは、私、全く一緒だというふうに思っております。当初の契約があつて、応札条件というものがあつて、それから、当初の覚書があつて変更覚書というスケジュールになっております。そういったことでございますので、今、提訴をしておりますのは、その根拠となっておりますのは、最初の応札条件と、それから次の覚書でございまして、この件が全く無視されるということになりますれば、それはもう和解というものがどういうふうな和解になるかわかりませんが、非常に困難になるのかなというふうに思っております。それはやはりそういうことにはならないというようなことで提訴もしておりますし、原告としては、その部分については認めていただけるんじゃないかなというふうに思いまして、そういう提訴をしているわけでございます。それはもう提訴するときに、議会の議決もいただいておりますので、そういうことで推移をするものというふうに思っております。

他に4施設あるといいますけれども、他の4施設はこういう係争は行われておりません。それは、私どもではそういう応札条件というのが一番の根拠になりますけれども、そういうものがあつて、初めて提訴ができているということでございまして、裁判所としても非常に難しい判断を迫られることで

あろうというふうに思っております。

しかも、通常こういう損害賠償の部分については、損害賠償の実態を詳細に明記できるかといったら、なかなかできない部分、細かい部分もありますので、そういうものもありますので、弁護士さんも和解ということで納得できればということでは言われているんだというふうに思っております。もう少し推移を見る必要があるというふうに私は理解をしております。それが、圏域の住民の安心と安全と経費の削減につながるものというふうに思っております。

以上です。

○10番（柴田安宣君）

今、和解に向けた意見聴取が行われているというふうなことで、近々今年一杯、期日はわかりませんが、双方の聞き取りが終わった時点で、ある程度の判断が出るだろうというふうに推測をする答弁だと思うんですが、ただ、田添議員も言われたとおり、そういうことになってきたときに、やっぱり4市の議会ですから、なかなか呼び掛けて難しいところもあると思うんですが、やはりそういう感じがした、そして、相談をしなきゃいかんというふうな時期が来たときは、やはり組合議会とすればもう1年も2年も前から判決は出る、もう今年はあるだろうということで期待してきて、また今度和解という形で出てきたというふうなことで、これが判決、和解案が出たり、判断をするときに協議をする時期が来たときは、何はともあれ組合の議会とも話をする中で、無理して正式な議会じゃなくても、全協でもなんでも構わないだろうと思うんですが、そういうことを諮っていただいて、勝利に向けての戦いに頑張ってくださいということでお願いをいたしまして、私の質問は終わります。ひとつ、そこら辺についての答弁を、最後の答弁よろしくお願いしたいと思います。

○管理者（宮本明雄君）

先ほど田添議員にもお答え申し上げましたが、少なくとも判決があって、それを上訴すると、高裁に上訴するということになる、議会の議決が要るのではないかなというふうに思いますし、その判決の内容次第だと思うんですが、全面勝訴というのは、この手の裁判では、31億1,800万円ですか、それがそのまま認められるというのはちょっと考えにくい民事の裁判ですから、そういうことになるだろうというふうに思ひまして、そういうことで和解という話が出ているのかなというふうに思います。

和解の前提条件として、先ほど申し上げましたように、そういういろいろな案件はありますが、一番大切なことは、ここの運営が今後もスムーズにいくということが、一番の問題であろうと私は思っております。そうい

った意味で、適切な判断ができるように準備をしていきたいなと思いますし、先ほども申し上げましたように、議会の議決が要る場合と要らない場合があります。そういった場合にどういうふうなことをするかと、当然、管理者、副管理者でまずは話をし、それから議会の皆様に御説明なり議決をお願いするなりのことで進んでいくものというふうに思います。

そこには、顧問弁護士の方も、当然参考意見を申したいなと思っておりますし、今後の展開もありますので、いずれにしても、状況がそのときそのときで変わってまいりますので、今、断定はできませんけれども、そういうことがいずれ近いうちにあるという、それは期待ですけれども、相手がありますから期待ですけれども、そういう時期がそう遠くない時期に来るものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村川喜信君）

よろしいですか。

これにて通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

しばらく休憩いたします。午後1時ちょうど再開します。

（午後0時13分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（村川喜信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例）」について御説明申し上げます。

本案は、本年7月1日に施行する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

内容につきまして、資料により御説明いたしますので、本日、配付しました議案第5号参考資料を御覧ください。

まず、概要でございますが、資料に記載しておりますとおり、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた各構成市の給与減額支給への取り組みに鑑み、

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与を減額するため、臨時特例措置としての所要の整備を行ったものでございます。

続きまして、要旨でございますが、(1)の①給料月額は、一般職の職員の給与について、アからウの表に記載しております職務の級の区分に応じ、同表の支給減額率を乗じて算定した額を減ずることを定めたもので、派遣職員にあっては各構成市に準じ、プロパー職員にあっては諫早市に準じた額を減ずることとしたものでございます。

次に、②手当のうち、管理職手当にあっては一律10%を減額し、時間外勤務手当にあっては基準となる勤務1時間当たりの単価を給料月額と同じ支給減額率に合わせて減額することとしたものでございます。

なお、(2)に掲載しております県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額について、本条例適用後の額を引用するため、特例規定を設けたものでございます。

最後に、本条例は、平成25年7月1日から施行いたしております。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑のある方。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

ちょっと質問をしたいと思います。

ここにも書いてありますように、国家公務員の給料減額支給の特別措置ということで、各自治体、構成市もそれぞれに職務の級の範囲とか、減額する比率とかがそれぞれに違っておるようでございますけれども、ここにあります島原市及び諫早市からの派遣、これは派遣職員と、そしてプロパー職員はもう諫早市の減額率に合わせるということでございますけれども、ここに、参考資料にありますア、イ、ウですね、それぞれにどのくらいの方が従事されておるのか。例えば、7級以上の方が何名とか、もし派遣職員までわかったらお願いをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

派遣のそれぞれの構成自治体からの人数でございますでしょうか。（「はい」の声あり）人数につきましては、諫早市から5人、島原市から2人、雲仙市から2人、南島原市から1名の派遣を受入れております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

この特例措置でございますけれども、平成25年7月1日から平成26年3月31日までということでございます。この特例による効果ですか、総額的にどのくらいの減額が見込まれるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

金額に直した場合、1人年間平均25万1,419円の削減、これを年間に9か月、来年の3月までですので、9か月にいたしますと、427万4,125円削減されると試算いたしております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

各自治体は地方交付税が減額されたということで、国家公務員の削減と併せて、地方交付税を削減されたから、どうしても下げざるを得ないということで、各自治体は一般職の給料を削減したわけでございます。

このプロパー職員は、交付税は全然この組合には入ってきていないわけですよ。それも同時に削減をされるということでとらえていいんでしょうか。大体一般自治体の職員は、国からの地方交付税の中に算入されて、それで減額されたから、やっぱり下げざるを得ないという理由もあったわけでございますけれども、このプロパー職員が何人おられるのかちょっとわかりません。その人たちには交付税算入なんか関係ないと思いますけれども、それも一緒に同時に下げるといことなんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

同時にというふうに受けとめております。

といいますのは、組合が発足以来、諫早市の算定基準に合わせてきた経過がございます。それに基づきまして、今回もやはり構成4市の自治体職員の削減ということで、この組合につきましては特別交付税の削減等々はございませんけれども、やはり負担金をいただいている以上、構成市が削減されているということから、組合としても準じた削減を行っているところでございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

9番、雲仙市議会選出の日本共産党の上田篤です。

私は、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」に反対の立場から討論を行います。

この専決処分の内容は、6月に私のいる雲仙市議会定例会に提案された、多分他市議会でも同じだと思いますが、日本再生のために、防災減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化といった課題に迅速かつ的確に対応するため、地方公務員の給与を減額するよう国から要請があったということによって、当組合職員の給与を減額するものだと私は理解しております。

反対の理由は次のようなものです。

第一に、今、この日本は、地方公務員や地方自治体の外郭団体職員の給与を削ってまで金を作らないと再生できないところまで落ちぶれてしまっているのか。そうではなくて、金の使い方に大きな問題があると私は思います。いわゆるアベノミクスでは、これから公共事業に10年間で200兆円もの金をつぎ込んで、大都市の環状道路とか、大型のコンテナ、港湾など、不要不急の大型開発を進めようとしております。そして投資減税など、私たち庶民にはほとんど関係のない大企業向けの新たな減税2,000億円も行われます。この200兆円のほんの一部を節約するだけでもこの公務員給与削減分ぐらいの金額は十分に出てきますし、減税をやめれば2,000億円の金を作れることになります。

第二に、国からの要請には地方公務員の給与削減で地域経済が活性化するというような説明がありますが、余りにも文章がなさすぎて、私にはとても理解できません。今のデフレ不況克服のために賃金の引き上げこそが求められておりますし、これは暮れでしたか、安倍首相自身が大企業を訪問して、デフレからの脱却を旗印にして、財界に労働者の報酬引き上げを要請しているということもありました。こういうときに巨額の人件費削減を地方に要請するなど矛盾の極みだと思います。当組合職員の給与が減額されれば、先ほどこちよっと説明ありましたが、単純に考えて、この地域で427万円からの消費が失われるわけで、これは地域経済にとって痛手となるものだと思います。

第三に、今回の措置は要請という初めて聞くような、初めて見るような形に基づくものですが、公務員の給与については人事院勧告制度があるのに、なぜ正規の手続を踏まずに要請という、私たちが初めて聞くような変則的なやり方をするのか。たった紙切れ1枚で給与という公務員にとって一番大事な問題を決めるのか。こんなことを認めていたら、私は日本が法治国家ではなくなってしまうと思います。

また、この問題については地方6団体も1月、強い抗議の声明を発表して

おります。

私は以上のような理由から、議案第5号に反対いたします。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

私は、賛成の立場で討論をしたいと思います。

今、質問のところでちょっとお尋ねをしましたように、この組合は一部事務組合でございます。四つの市がそれぞれに派遣職員を派遣しながら、構成をして事務処理をやっているわけでございますけれども、もう各市下げ率とか、職務給なんかはいろいろでございますけれども、それぞれにもう議決をして進んでおるわけでございます。

そういう中において、派遣職員だけこれを拒否した場合は不均等になるんじゃないかなと思っております。いろいろ理由を説明されましたけれども、それぞれの各市においても議決を済ませて遂行されておるようでございますので、私はその点を踏まえながら、賛成の討論としたいと思います。

○議長（村川喜信君）

ほかに討論のある方。

（「なし」の声あり）

○議長（村川喜信君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第5号は、これを承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村川喜信君）

起立多数であります。よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号を一括して議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第6号「県央県南広域環境組合個人情報保護条例」について御説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料により御説明いたしますので、本日、配付しました議案第6号参考資料を御覧ください。

まず、概要でございますが、資料に記載しておりますとおり、本組合におきましては、個人の権利、利益を侵害することがないように最大限の配慮を行っておりますが、個人情報の適正な取扱いを確保するための条例は未整備のままとなっております。

また、昨年１０月、国から地方公共団体が保有する個人情報について、紛失、盗難、メールの誤送信などの人的要因による個人情報の漏えい事案が多く見受けられることから、地方公共団体が保有する情報資産の管理状況等の再点検についての周知文書が発せられたところであります。

このような状況を踏まえ、既に施行されております個人情報の保護に関する法律の趣旨に基づき、組合が保有する個人情報の適正な取扱いについて基準等を定め、個人の権利、利益を制度的に保護するため、県央県南広域環境組合個人情報保護条例を制定することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、要旨でございます。

第１章の第１条から第３条までは総則規定でございまして、条例の目的、用語の定義、実施機関の責務について規定しております。

第２章の第４条から第１２条までは実施機関が保有する個人情報の取扱いについて定めており、個人情報の保有の制限や収集の制限、個人情報を収集する際の利用目的の明示や電子計算機による処理の制限、個人情報の取扱いに従事する職員等の義務及び目的外利用と提供する場合の制限などを規定しております。

第３章の第１３条は個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務台帳を作成し、当該台帳は一般の閲覧に供することなどを規定しております。

第４章の第１４条から第４２条までは自己を本人とする個人情報の開示請求、開示を受けた自己情報の内容に誤りやこの条例等に違反していると思われる場合の自己情報の訂正請求及び利用停止請求とこれらに対する措置、また、これら請求に対する組織に不服申立てがあった場合の情報公開、個人情報保護審査会への諮問などについて規定しております。

第５章の第４３条から第４７条までは開示請求者等が容易に開示請求等ができるように必要な情報を提供するなど、利便性を考慮した措置を講じなければならないことや、個人情報の取扱いに関する苦情処理及び指定管理者が取り扱う個人情報の保護について規定しております。

第６章の第４８条から第５１条までは罰則規定でございしますが、実施機関の職員等が正当な理由がないにもかかわらず、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、あるいは職権を乱用してその職務以外の目的で個人情報を収集した場合などの罰則について規定しております。

最後に、本条例は、平成２６年１月１日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第６号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第７号「県央県南広域環境組合情報公開・個人情報

保護審査会条例」について御説明申し上げます。

本案の内容につきましては、先ほどと同じく資料で説明をいたしますので、議案第7号参考資料を御覧ください。

まず、概要でございますが、既に施行しております県央県南広域環境組合情報公開条例、それと、先ほど提案いたしました県央県南広域環境組合個人情報保護条例の適正な運用を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、この条例を制定することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、要旨でございます。

第1条は、審査会の設置目的について規定しております。

第2条は、審査会の所掌事務について規定しておりますが、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づき、審査会の所掌とされた事項について、諮問に応じ調査、審議するものでございます。

第3条から第5条までは、審査会の組織や委員の資格、任期及び服務などについて規定しております。

第6条は、不服申立てに係る事件に対し適切な判断を行うため、調査、審議のために必要な資料の提出を求めるなど、審査会の調査権限について規定しております。

第7条から第13条までは、不服申立て等に対する審査会の運営方法や調査、審議の手続は原則として非公開で行うなどを規定しております。

第14条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について規定しております。

最後に、本条例は、附則第1項で定めるところにより、平成26年1月1日から施行しようとするものでございます。

なお、附則第2項は、経過措置として、現在、設置しております情報公開審査会の委員の方を個人情報保護に関する審査機能を追加して整備しようとする情報公開、個人情報保護審査会の委員として委嘱されたとみなすことなどを規定しております。

併せて、附則第3項において、本条例の施行に伴い、県央県南広域環境組合情報公開条例に規定する情報公開審査会に関する規定を削除するため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村川喜信君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村川喜信君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第8号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により平成24年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして、決算書のほうも御覧いただきたいと思います。

成果説明書の5ページをお開きください。

決算書では1ページから4ページでございます。

下段の7、平成24年度決算収支の状況の表中、平成24年度の欄を御覧ください。

平成24年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額32億4,892万426円、歳出総額28億7,369万1,376円となり、歳入歳出差引額は3億7,522万9,050円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で、前年度に対し15%の増となりました。

続きまして、歳入の主な内容について御覧説明申し上げます。

成果説明書の6ページ、7ページをお開きください。

決算書では9ページから12ページでございます。

6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の前年度決算額との比較、一番下の段③は過去5年間ににおける歳入決算額の推移をグラフで表しております。

中段②の款別決算前年度比較で説明をいたします。

まず、1款、分担金及び負担金は構成4市からの分担金で、合計27億円でございます。平成24年度はLNG価格の高騰やリレーセンターの点検整備に係る経費の増に加え、財政調整基金からの繰入金がなくなったことにより、前年度と比較して2億円、率にして8%の増となりました。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書10ページの備考欄のとおりでございます。

次に、2款、使用料及び手数料でございますが、1項、使用料は、組合所有地への電柱等の施設に伴う行政財産目的外使用料として、NTT西日本及び九州電力等から前年度と同額の2万1,000円の収入となっております。2項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持込まれる一般廃棄物処理に係る手数料で、家庭系及び事業系ともに有料ごみが増加したことにより、前年度比約962万円、率にして5.2%の増の1億9,372万6,000円の収入となっております。合計しますと1億9,374万7,000円となっております。

次に、4款、財産収入でございますが、すべて基金の預金利子で6万4,000円でございます。平成23年度に財政調整基金を8,900万円取崩したことにより基金総額が減少したことに加え、預金利率も下がったことから、前年度比8万9,000円、58.2%の減となっております。

内訳につきましては、決算書10ページの備考欄に記載のとおりでございます。

次に、5款、繰入金は、未買収地購入に伴う用地取得基金からの繰入金で

1, 376万2, 000円でございます。平成24年度は財政調整基金残高の減により繰入れを行うことができなかったため、前年度比7, 523万8, 000円、84.5%の減となっております。

次に、6款、繰越金は、平成23年度からの純繰越金で、前年度比7.9%減の3億2, 619万円となっております。

次に、7款、諸収入でございます。1項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金等の預金利子として22万5, 000円、2項、雑入は、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料や余剰電力販売料、副産物売払収入など1, 493万2, 000円となっており、預金利子及び雑入と合わせまして、前年度比0.2%増の1, 515万7, 000円となっております。

なお、雑入の主なものにつきましては、決算書12ページ中段の備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不納欠損及び収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きください。

決算書では15ページから22ページでございます。

成果説明書の8ページは款別の説明、9ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、一番下の段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものです。

中段②の款別決算額前年度比較で説明申し上げます。

まず、1款、議会費でございます。議会費は組合議会の運営に係る費用で、平成23年度に引き続き、ごみ処理施設に関する調査特別委員会による調査等の活動経費を計上しましたが、平成24年度は臨時会の開催もなく、議会活動に係る経費が少なかったことから、決算額は前年度比15.2%減の324万円となっております。上段①の予算額に対する執行率につきましては、臨時会や調査特別委員会に係る経費を見込み計上していたことにより39.4%となっております。なお、不用額の主なものとしては、議員報酬及び費用弁償並びに議事録作成に伴う事務的委託料の執行残でございます。

次に、2款、総務費は組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所経費、訴訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。平成24年度は平成23年度に行った係争中の裁判に係る拡張請求等の費用も発生しなかったことから、決算額は前年度比7.5%減の6, 886万8, 000円で、上段①の予算に対する執行率は93.4%となっております。不用額の主なものは、職員手当等の執行残のほか、施設清掃業務に係る事務的委託料の入札執行残などでございます。

次に、3款、衛生費は施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や余熱利用施設に係る費用で、平成24年度は平成23年度途中から運転方法を見直し、発電効率が改善されたことにより、更なる電気使用料の削減が図られたものの、平成23年度に高騰したLNG価格が高値で推移したことや、未買収地の購入及びリレーセンターの点検整備に係る経費が増加したことにより、決算額は前年度比4.7%増の14億4,762万5,000円で、上段①の予算に対する執行率は85.9%となっております。不用額の主なものは、買電料の減に伴う光熱水費のほか、運転管理業務及び点検整備補修業務の入札執行残などでございます。

9ページの中段②に戻っていただき、余熱利用施設費につきましては、指定管理料として昨年と同額の1,000万円を指定管理者に支出しておりますが、その他の経費として、のんこの温水センターの水道使用料及び経年劣化に伴う修繕費の増により、前年度比8.6%増の2,495万3,000円となっております。

なお、成果説明書の10ページには用役費の前年度比較及び20年度以降の推移を掲載しております。また、11ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について掲載いたしております。

次に、4款、公債費でございますが、成果説明書の12ページから13ページに地方債の状況を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

公債費は組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに穏やかに減少しており、決算額は元金12億2,955万50円、利子1億2,440万7,890円で、合わせまして前年度比0.1%減の13億5,395万7,940円で行いました。

13ページの③公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額、次の段の(1)一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度までとなっております。その下の段の(2)一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度までとなっております。上段③の総額のグラフを見ますと、平成27年度までは毎年約13億5,000万円程度の償還が続きますが、平成28年度以降は、当初借入れた起債の償還が順次完了し、平成32年度をもって、現在、借入れを行っている起債の償還は完了する見込みです。

なお、下段④には地方債現在高の推移を掲載いたしております。

恐れ入りますが、8ページから9ページにお戻りください。

最後に、5款、予備費でございますが、充用する案件がなかったため、予算額1,000万円すべて執行残となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月22日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいたところでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回まででございますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

例年のことでございますけれども、12ページ、雑入のところでございます。副産物販売料59万2,289円、この内訳はどうなっておるんでしょうか。段ボール等の販売はもう39万3,000円ということで結構上がっておるようでございますけれども、副産物の販売料、支出のほうはまた後で聞きたいと思いますので、一応59万2,289円の内訳と量をお願いいたします。

○総務課長（中村 明君）

私のほうから御回答させていただきたいと思います。

まず、副産物ということで、スラグが5,461tでございます。それから、工業塩が843t。それから、金属水酸化物が、887tでございます。それから、硫黄でございますけれども、それが59.5tでございました。

なお、メタルの販売はございませんでした。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

今、それぞれにスラグ5,461t、工業塩843tということで、それぞれの単価と合計は幾らになっておりますか。

○事務局長（松尾博之君）

スラグの単価でございますけれども、トンあたり100円となっております。あとのものはすべて10円で引渡ししております。

以上です。（「事務局長、ちなみに、合計の額、それぞれ」の声あり）それですね。

すみません。スラグの合計金額は54万6,184円、工業塩8,432円、金属水酸化物8,873円、硫黄595円です。

以上です。

○2 番（馬渡光春君）

確かにトン当たりの単価が10円ということで、量の割には本当に金が少ないなと思っております。

この焼却炉の特色というのは、埋め立てする品物がないと、全部再資源化できるんだという謳い文句があったわけですがけれども、確かに単価が安いなと。そのあと段ボールが39万3,000円ということで確かに上がっておりますけれども、これはごみとして搬入されたものをここでストックしとって、業者に売るという形でいいんでしょうか。トン当たり幾らぐらいの単価でしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

段ボールにつきましては、まず、単価でございますけれども、単価はキログラム当たり7.5円で販売いたしております。それと、量ですけれども、5万2,760kg、相手先は、協同組合長崎県リサイクルに販売をいたしております。どういうものを販売しているかといえば、直接持込まれるごみの中で、例えば、段ボールに入れて燃やすものを持ってこられたときに、それまで引取ってくださいという依頼があった場合、それをストックして販売いたしておるところでございます。

○議長（村川喜信君）

歳入についてはほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。永尾議員。

○1 番（永尾忠邦君）

用役費についてですけれども、LNGの高騰によって、すみません。ページは、参考資料のほうで3ページになるんですけれども、この用役費なんですが、LNGが高騰しているということで上がっているみたいですが、これの削減についてはごみの減量というのが一番の基本になってくるだろうと思うんですけれども、そのことについて、用役費と、それから搬入量について、この関係をどのようにお考えでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま御質問にありましたとおり、ごみが多く入れば用役費が並行して多く掛かっていくということでございますけれども、今回、この用役費の特徴ですけれども、特にLNGがですね、平成24年度で単価的に言えば9万7,791円まで上がっていると。これは、ここの組合の施設が稼働しました平成17年度はトン当たり5万2,180円で操業したものが、現在、平成24年度では9万7,791円の単価が掛かっていると。これが用役費を押し上げている大きな要因だというふうに考えております。

以上です。

○1 番（永尾忠邦君）

これどこで聞こうかというふうに思ったんですが、前回の本議会のときにある議員さんが、市民の1人当たりの搬入量、これを話題にされまして、島原市が361kgで、ほかの市よりもかなり多いということでありました。

ただ、今回の資料の3ページを見ますと、本市だけがマイナス0.7ということで搬入量が減っているというふうに思いますが、これはやはり本来ならば、あの市、この市というふうには言いたくなくて、組合として全体として各市がどう減量化に努めていくかということを経験にするのが本議会の本来の姿であろうというふうに考えますけれども、この島原市の361kg、他市はもっと少ないという関係、1人当たりの搬入量がこの用役費を左右するのか、それとも全体の搬入量、各市の搬入量、これが用役費に反映するのか、そこはどうでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

ごみ減量化、各構成4市とも取り組まれておられまして、やはりそれが毎年の搬入量の変動につながっているということは理解いたしておりますけれども、私どもの組合としては、処理するための一部事務組合を構成いたしております、各構成市のごみの減量化については、各構成市で取り組んでもらっているというところでございます。

○1 番（永尾忠邦君）

それ十分承知しておりますけれども、ただ、島原市のほうだけにちょっとこういうお伺いを立てたような、担当課に尋ねているとかというふうな答弁もなさっておりますので、市民の代表として、市民をやはり大事にしたいというふうに思っております。本市としても、他市ではどうか分かりませんが、ごみ袋の小というものを今、作りまして、そして減量化にも努めているところでございますので、やはりこういう各市がどうのこうのというよりも、お任せするというよりも、やはりお願いするのであれば、構成3市それぞれの環境のところと同じ文章で同じ減量化を図るというふうな、そういう取扱いをしていただきたい。島原市民頑張っておりますので、その辺は御理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（村川喜信君）

事務局長、答弁は。

○事務局長（松尾博之君）

この成果説明書で出すことによって、各構成市の状況がわかるんではなかろうかというふうに思っております。

○議長（村川喜信君）

ほかにございせんか。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

私、歳入のほうでもお尋ねしましたけれども、副産物ですね、もう毎年聞いております。59万円販売があるのに、どのくらいの経費を使っているのかなと。私、前回の決算のときにも、どうにか努力はできないのか。もうJFEに業務委託しているんじゃないかと、やっぱり特殊な品物でございますので、処理とか場所も限定されるんじゃないかと思っておりますけれども、この経費をどうにかやっぱり削減していかなければ、市民への説明も、でけんじゃないのかなと思っております。

まず初めに、副産物の再資源化に係る経費ですね、今、いろんな量は言っていただきましたけれども、収入は言ってもらいましたけれども、例えば、工業塩はどこなんだと、スラグはどこなんだということで場所も限定されていると思います。そこに係る経費はどのようになっていますか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

先ほど収入のところで説明申し上げました副産物については、スラグにつきましては県内に販売をいたしておりますが、その他のものにつきましては、九州の福岡、それから、岡山あたりまで持込みながら処分を行っている。それに係る経費は創業以来大体一緒でございまして、約1,500万円掛かっているというところでございます。

○2番（馬渡光春君）

例年の答弁で約1,500万円の経費が掛かっているということで、もうJFEの業務委託だけじゃなくて、何か努力はできないかと。場所は限定されておると思いますけれども、毎年毎年1,500万円掛けて59万円の副産物を上げるために、ここはどうにか処分をしなければならないわけでございますので、その点の努力も少しやっぱり見せていただきたいなと思っております。

それと、用地の購入でございます。18ページですね。今度用地取得で1,376万2,000円基金から払われたと。2,428㎡ですね。基金の残高が7,970万円から6,600万円まで減少してきたということでございますけれども、今の現状として、これ2,428㎡でございますけど、都市計画の関係で、もし申込みがあれば購入しなければならないという答弁もあったわけでございますけれども、あとどのくらい残って、現状がどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

まず、都市計画決定につきましては、これまで説明してきたとおりでござ

いますけれども、あと残っていますのが、未買収地につきましては所有者が3人の方がいらっしゃいまして、9, 234m²購入できずに現在までできております。筆数に直しますと11筆ですね。計画の5.36%をまだ未買収地として残しているというのが現状です。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

2, 428m²を1, 376万円ということでございますが、あと未買収地が9, 234m²、11筆と、これは3名ということでございますけれども、これ到底基金では足りないわけですね。今、用地取得基金の中で、もし売るという意思があった場合は、この基金で賄われるわけでしょうか。そこんにきちよっと、もう今、本当に買って緑地帯だけですよね。この前、議運に来たら、職員の方が一生懸命草を刈っておられました。荒れ地ばかりだからと。本当に大変な、しかし、都市計画の関係で購入をしなければならない義務があれば、そこんにきは早目に交渉しながら、もうどっかで切つてですよ、単価を替えるとか、そういうことではないかと思いますが、いかがでしょう。

○事務局長（松尾博之君）

平成24年度に買った単価5, 660円で仮に購入するとした場合は、現在の基金でも賄える範囲でございます。

それと、現在の状況を申し上げますと、3人のうち、1人の方はもう絶対売らないと言われております。残りの方がですね、代替わりといいますか、そういった部分があつて、前向きな方もいらっしゃいますけれども、相続等が発生いたしておりますので、そこら辺の権利関係がはっきりしないことには組合としても交渉ができないと。

それから、打切りと言われましたけれども、都市計画を決定している以上は、その土地はごみ処理施設分に関連する部分しか使われないものですから、組合のほうに買取り請求がしなければならないことが発生をしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村川喜信君）

ほかに質疑のある方。西口議員。

○5番（西口雪夫君）

成果説明書の5ページ、余熱利用施設について質問いたします。

利用者数の推移を見ますと、平成21年度の9万8, 290人から平成23年度が10万7, 297人、更に、今年度が12万1, 901人と非常に増加しております、2年ほど前ですか、指定管理料も1, 000万円に上げられて、少し経営的に上向いているのかと思いましたがけれども、審査意

見書の15ページを見ますと、「経営収支の状況を見ると非常に厳しく赤字状態が続いていることから、この赤字解消に向けての努力が必要と思われる。」とあります。今どれくらいのまだ赤字があっているのか、ちょっとお知らせください。

○事務局長（松尾博之君）

赤字額につきましては、組合が払う指定管理料を除いた額が約2,000万円を超えています。全体の赤字としてですね。それで、組合が指定管理料として1,000万円支払っていますので、まだ1,000万円ほどの赤字が生じているということで御理解いただきたいと思いますけれども、ただ、その赤字幅といいますか、おかしいですけれども、そこら辺につきましては年々減少をしております。

ただ、この10万人を超えた平成23年度から、つまり、お風呂の代金を、それまで700円だったのを、ワンコインの500円に落として、収支をある程度抑えてでも利用者を増加させたいという経緯がございますので、現在でもそのような状態が続いているという状況でございます。

以上です。

○議長（村川喜信君）

ほかにある方。柴田議員。

○10番（柴田安宣君）

18ページの歳出の分ですけれども、今年も今の状態でいけば超過経費が3億円余り出てくるだろうと予測されるわけですが、この主なものは、運転管理の中で出てきております電気代とか天然ガス、それから、業務委託費とか、そういう用役費等を含めた経費が予定以上にかかっているということで、こういうふうな支払いが出てきたんだろうと思うんですけれども、元来でいけば、これらの総計でいけば、どれぐらいの数字で予定されておればいいんですかね。超過経費分を引いた金額だったらどれぐらいになるのか、そこら辺は計算されましたか。

○事務局長（松尾博之君）

申し訳ございません。そういう比較は手元にはしておりません。

○10番（柴田安宣君）

今まで8年間運営されてきているわけですが、トータルでいえば、40億円ぐらいの金額が累積して損害賠償の対象になるだろうと思うんですけれども、こういう形で予定以上の超過経費を含めて払ってきた結果がそういう形になるだろうと思うわけですね。とすれば、各市が借入れじゃなくて、負担金の中で応分の負担をしてやっているというふうに解釈しとっていいんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

組合は負担金で運営されているのがほとんどですので、そのような御理解で結構だと思っています。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。永尾議員。

○1番（永尾忠邦君）

反対の立場で討論させていただきます。

というのは、議会費の中の百条委員会に係る調査経費というものが入ってございまして、2年で500万円を超えているというふうに思っております。当初から裁判中だったんで、百条委員会を設けるのはいかがなものかということで反対もしてまいりましたけれども、きちっとした結論が、百条委員会としての本来の結論が出ていないように思います。疑問が残るだとか、公開すべきであったとか、唯一超過経費をJFEが負担すべきであろうというふうな結論になっておりますけれども、本来ならば、機種選定に問題があるのであれば機種選定のところが責任をとると、また、変更覚書であれば事務局が責任をとらなければいけないとか、性能が悪い機械を売りつけたのであればJFEが責任を取らなければいけないとか、明快なそういう結論を出すのが百条委員会の本来あるべき姿であろうと思います。

総括を読ませていただきましたけれども、当時、別の特別委員会を設置されておりましたけれども、その特別委員会で十分ではなかったのかというふうな内容の報告ではないかというふうに思っております。とにかく大事な市民の皆様のお金でございますので、この結論に対しての百条委員会を本当に設けなければいけなかったのか疑問を持ちますので、反対をさせていただきます。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村川喜信君）

ないようですので、討論を打ち切ります。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第8号は、これを認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村川喜信君）

起立多数であります。よって、議案第8号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村川喜信君）

御異議なしと認めます。

これをもって平成25年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会します。

議員各位の御協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼申し上げ、閉会のあいさつといたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後1時58分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

村川 嘉信

署名議員

窪 田 武

署名議員

土井 信幸

